

# 熊本県公報

号外 第 15 号  
平成 16 年 3 月 26 日 (金)  
(毎週 月・水・金発行)

## 目 次

- 告 示**
- 熊本県議会議員菊池郡選挙区補欠選挙の選挙運動に関する支出金額の制限額……………(選挙管理委員会) 1
  - 直接請求の連署基準数……………( " ) 1
  - "……………( " ) 1

## 告 示

### 熊本県選挙管理委員会告示第 33 号

平成 16 年 4 月 4 日執行の熊本県議会議員菊池郡選挙区補欠選挙において、候補者が選挙運動に関し支出することのできる制限額は、次のとおりである。

平成 16 年 3 月 26 日

熊本県選挙管理委員会  
委員長 宮 本 卓 治

6,802,300 円

### 熊本県選挙管理委員会告示第 34 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 74 条第 5 項及び第 75 条第 5 項の規定に基づくその総数の 50 分の 1 の数並びに同法第 76 条第 4 項、第 81 条第 2 項及び第 86 条第 4 項に基づくその総数が 40 万を超える数に 6 分の 1 を乗じて得た数と 40 万に 3 分の 1 を乗じて得た数とを合算して得た数並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 8 条第 2 項の規定に基づくその総数の 3 分の 1 の数は、次のとおりである。

平成 16 年 3 月 26 日

熊本県選挙管理委員会  
委員長 宮 本 卓 治

その総数の 50 分の 1	29,829
その総数が 40 万を超える数に 6 分の 1 を乗じて得た数と 40 万に 3 分の 1 を乗じて得た数とを合算して得た数	315,235
その総数の 3 分の 1	497,137

### 熊本県選挙管理委員会告示第 35 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 80 条第 4 項の規定に基づくその総数の 3 分の 1 の数（40 万を超える数に 6 分の 1 を乗じて得た数と 40 万に 3 分の 1 を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

平成 16 年 3 月 26 日

熊本県選挙管理委員会  
委員長 宮 本 卓 治

選挙区名	
菊池郡選挙区	34,967

